刈谷市使用済マンホール蓋の販売要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、市で使用した後に撤去し、不要となったマンホール蓋（以下「蓋」という。）の販売に関し、必要な事項を定める。

（購入資格）

第２条　蓋を購入できる者は、次のいずれにも該当しない者とする。

（１）刈谷市暴力団排除条例（平成２４年条例第８号）第２条第１号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第２号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

（２）刈谷市水資源部の職員

（購入条件）

第３条　蓋の購入に当たっては、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

（１）自己又は家族の利用を目的としており、営利目的としないこと。

（２）第三者への譲渡をしないこと。

（３）購入者又は購入者の指定する者が、引渡場所から蓋を持ち帰ることができること。

（４）蓋の引渡しを受けた後は、購入者の責任において蓋を管理し、蓋に生じた損害及びこれに起因して第三者へ及ぼした損害については購入者の責任において対応し、市長に求償しないこと。

（５）蓋が不要になったときは、適切に処分すること。

（販売価格）

第４条　蓋の販売価格は、予定価格以上とし、提示された最も高い購入希望額（第８条第３項後段又は第４項の規定により購入権利者を決定したときは、当該購入権利者の提示した購入希望額）に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額（当該額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

（蓋の仕様）

第５条　蓋は、現状で引き渡すものとし、洗浄及び再塗装は行わない。

（販売方法等の掲示）

第６条　市長は、蓋を販売しようとするときは、物品名、販売方法、申込期限、予定価格等を市ホームページへ掲載するものとする。

（申込方法）

第７条　蓋の購入を希望する者は、刈谷市使用済マンホール蓋購入申込書（様式第１号）により市長に申し込まなければならない。

（購入者の決定）

第８条　市長は、前条の申込みをした者のうち、予定価格以上で最も高い購入希望額を提示した者（最も高い購入希望額を提示した者が複数あるときは、市長が抽選により選定した者）を購入権利者に決定する。

２　市長は､第４条の規定により掲示した申込期限の翌日から起算して７日以内に、前項の規定により決定した購入権利者に対し、蓋の購入意思の確認を行うものとする。

３　市長は、前項の確認を行った結果、当該購入権利者に蓋の購入意思がないと判断したとき（当該購入権利者と連絡が取れないときを含む。以下同じ。）は、蓋の購入を辞退したものとみなす。この場合において、当該蓋について、前条の規定による申込みをした者で、予定価格以上の購入希望額を提示したものが他にあるときは、市長が別に定めるところにより、当該申込者のうちから新たに購入権利者を決定し、当該決定の日の翌日から起算して７日以内に、当該購入権利者に対し、蓋の購入意思の確認を行うものとする。

４　市長は、前項後段の確認を行った結果、購入権利者に蓋の購入意思がないと判断した場合で、当該蓋について、前条の規定による申込みをした者で、予定価格以上の購入希望額を提示したものが他にあるときは、同項の規定に準じて購入権利者の決定、蓋の購入意思の確認等を行うものとする。

５　市長は前３項の規定により蓋の購入意思があると確認した購入権利者を購入者に決定し、刈谷市使用済マンホール蓋購入決定通知書（様式第２号）（以下「決定通知書」という。）により当該購入者へ通知し、蓋の販売価格を市ホームページにて公表するものとする。

（購入の辞退）

第９条　前条第５項の決定通知書による通知後に、購入者の事情において購入を辞退する場合は、市長が別に定める日までに刈谷市使用済マンホール蓋購入辞退申出書（様式第３号）を市長に提出しなければならない。

（契約の成立）

第１０条　市と購入者との間の蓋の売買契約は、購入者が決定通知書の交付を受けたときに成立するものとし、契約書の作成は省略する。ただし、購入金額が５０万円を超える場合においては、別に契約書を作成するものとする。

（契約保証金）

第１１条　契約保証金については、免除する。

（売却代金の支払等）

第１２条　市長は、決定通知書の交付とともに購入者に対し売却代金の納入の告知をし、購入者は、売却代金を支払うものとする。

（引渡し）

第１３条　蓋の引渡し場所は、市長が指定する。

２　蓋の引渡しを受ける者（以下「受領者」という。）は、引渡時に決定通知書及び支払済みの売却代金の納入通知書兼領収書を提示しなければならない。

３　蓋の積込み、運搬等に要する費用は、購入者又は受領者の負担とする。

４　受領者は、蓋の引渡しを受けたときは、刈谷市使用済マンホール蓋受領書（様式第４号）を市長に提出しなければならない。

（委任）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和８年８月２６日から施行する。